

第51期 定時株主総会 招集ご通知

開催 日時

2025年7月4日（金曜日）
午前10時（受付開始は午前9時30分）

開催 場所

大阪市中央区南船場4丁目2番4号
ハートンホール日本生命御堂筋ビル 12階
「マーガレット」

インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使期限

インターネットまたは書面（郵送）により議決権をご行使ください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年7月3日（木曜日）午後6時まで

ご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解賜り
ますようお願い申し上げます。

目次

第51期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告	37

株式会社ダイサン

証券コード：4750

証券コード：4750
2025年6月19日

株 主 各 位

大阪市中央区南本町2丁目6番12号
株 式 会 社 ダ イ サ ン
代表取締役社長 藤 田 武 敏

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.daisan-g.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」 「IRニュース」 「第51期定時株主総会招集ご通知」 を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/4750/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ダイサン」または「コード」に当社証券コード「4750」を入力（半角）・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



インターネットまたは書面（郵送）による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年7月3日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後6時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年7月4日（金曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 大阪市中央区南船場4丁目2番4号
ハートンホール日本生命御堂筋ビル 12階 「マーガレット」
末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第51期（2024年4月21日から2025年4月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第51期（2024年4月21日から2025年4月20日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額改定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

以 上

- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ▶ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
- ①事業報告の以下の事項
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
剰余金の配当等の決定に関する方針
- ②連結計算書類の以下の事項
連結注記表
- ③計算書類の以下の事項
個別注記表
- ▶ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

<株主様へのお知らせ>

- ▶ 2025年6月3日開催の当社取締役会において決議され、当社定款の規定に基づき、2025年4月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様または登録株式質権者様に対し、次のとおり期末配当金をお支払いいたします。
- ・期末配当金 1株につき 金13円（内訳：普通配当分 金11円、記念配当分 金2円）
 - ・効力発生日及び配当支払開始日 2025年6月20日（金曜日）
- ▶ 当日は、「COOL BIZ（クールビズ）」にてご対応いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年7月4日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)

インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2025年7月3日(木曜日) 午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年7月3日(木曜日) 午後6時到着分まで

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットと書面(郵送)により重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

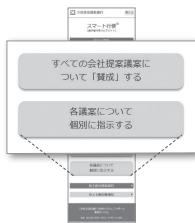
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

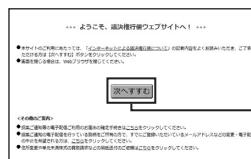
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

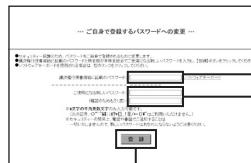
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1)変更の理由

今後の事業領域拡大及び経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第19条（員数）に定める取締役の員数を5名以内から8名以内に変更するものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、 <u>5</u> 名以内とする。 2. (条文省略)	(員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、 <u>8</u> 名以内とする。 2, (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となり、また、三浦 基和氏は退任いたします。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会より、候補者3名については、これまでの経営実績から事業運営に精通していると判断し、適任であることの見解がなされています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>ふじ た なげ とし 藤田武敏 (1968年11月20日生) 再任 取締役在任期間18年</p>	<p>1993年10月 当社入社 2000年6月 当社大阪サービスセンター 係長 2001年4月 当社第一営業企画部 課長 2003年2月 当社住環境事業部 部長 2003年7月 当社執行役員住環境事業部 部長 2007年7月 当社取締役 2008年3月 当社営業本部長 2011年11月 当社施工営業本部長兼 近畿・京滋東海エリア 統括部長 2013年10月 当社専務取締役 2014年2月 当社施工営業本部長 2015年4月 当社代表取締役社長（現任） 2019年10月 DRC株式会社 取締役 2022年12月 株式会社システムイン国際 取締役 (現任)</p>	13,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 当社に入社後、複数の事業と要職を経験し、事業基盤の基礎を構築した実績と、その手腕を評価しております。また、将来を見据えた新市場・新販路の開拓、海外事業展開、新たなビジネスモデル・デジタル化推進のための積極的な投資、当社の認知度向上のためのIR活動など、様々な経営課題に対し率先して取り組む姿勢は、当社の成長に力強い貢献が期待できると考え、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	さがらまさひろ 相良正弘 (1972年3月14日生) 再任 取締役在任期間4年	1992年9月 当社入社 2002年3月 当社熊本サービスセンター 副所長 2005年10月 当社レンタル事業本部付 2006年2月 当社神奈川サービスセンター リーダー 2007年1月 当社関東エリア 統括部長 2011年9月 当社首都圏エリア エリア長 2015年7月 当社執行役員 首都圏エリア エリア長 2016年11月 当社執行役員 施工サービス本部 副本部長 2017年2月 当社執行役員 施工サービス本部 本部長 2021年4月 当社執行役員 施工サービス事業部 事業部長兼 首都圏地域統括部長 2021年7月 当社取締役 施工サービス事業部 事業部長兼 首都圏地域統括部長 2022年4月 当社取締役 施工サービス事業部 事業部長 2024年3月 当社取締役(現任)	2,600株
(取締役候補者とした理由) 当社に入社後、足場施工に関する高い技術と知見を活かして、当社と請負スタッフをつなぐ役割を担い、特に首都圏エリアの進出と展開に大きく貢献し、足場施工サービス事業における基盤を確立した実績を評価しております。今後も事業に関わる責任者から、ベテラン・若手スタッフに対する指導についても強いリーダーシップが期待できると考え、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">すみ や たけ し 角 谷 岳 志 (1981年9月22日生) 再任 取締役在任期間3年</p>	<p>2010年11月 当社入社 2011年7月 当社経営企画室 2016年12月 当社埼玉サービスセンター サービスセンター長 2018年3月 当社首都圏東エリア エリア長 2018年6月 当社首都圏東エリア・首都圏西エリア 統括 2018年7月 当社執行役員 首都圏東エリア・首都圏西エリア 統括 2019年5月 当社執行役員 海外事業本部 (現 グローバル本部) 部長 2019年7月 Mirador Building Contractor Pte. Ltd. Director Golden Light House Engineering Pte. Ltd. Director PM&I Pte. Ltd. (現 Daisan Asia Pacific Pte. Ltd.) Director 2022年5月 Mirador Building Contractor Pte. Ltd. Managing Director (現任) Golden Light House Engineering Pte. Ltd. Managing Director (現任) PM&I Pte. Ltd. (現 Daisan Asia Pacific Pte. Ltd.) Managing Director (現任) 2022年7月 当社取締役 2024年4月 当社取締役 グローバル本部 本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) Mirador Building Contractor Pte. Ltd. Managing Director Golden Light House Engineering Pte. Ltd. Managing Director Daisan Asia Pacific Pte. Ltd. Managing Director</p>	-株
<p>(取締役候補者とした理由) 当社に入社後、施工サービス事業において、大手顧客を中心とした販路開拓に精励し、2019年5月の在外子会社取得後は現地へ出向の上、Directorの要職に就き、現場スタッフとの積極的な交流と人材統制、事業拡大のための販路開拓を進めており、海外事業の基盤創りに貢献してきたことを評価しております。今後も当社グループにおける海外事業の位置付けは重要であり、将来を見据えた東南アジア市場でのビジネス展開への寄与が期待できると考え、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	和田 誠一 (1961年7月24日生) 再任 監査等委員である 取締役在任期間 2年8ヵ月	1993年3月 当社入社 1996年10月 当社南福岡サービスセンター 所長 1998年2月 当社広島サービスセンター サービスセンター長 2002年2月 当社中国エリア 統括部長 2003年1月 当社営業企画部 部長 2012年6月 当社近畿エリア エリア長 2014年2月 当社施工営業本部 副本部長 2016年6月 当社施工サービス部 部長 2017年2月 当社人財開発部 部長 2019年1月 当社安全部 部長 2021年4月 当社HR本部 教育統括部 部長兼安全管理部 部長 2022年11月 当社監査等委員である取締役(現任)	6,300株
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由の概要) 当社に入社後、長年にわたり施工サービス事業の管理職を務め、特に安全衛生活動と人材育成に関しては、社内外にノウハウを提供するなど、業界の課題に対する働きかけに尽力してきたことを評価しております。今後も監査等委員として、当社における安全文化・安全衛生活動への助言等を通じ、当社の発展に貢献できると考え、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、和田 誠一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">とよ だ こう じ 豊田 孝二 (1968年2月3日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>監査等委員である 仮社外取締役在任期間4ヵ月 監査等委員である 社外取締役在任期間8年</p>	<p>1991年4月 明治生命保険相互会社 (現 明治安田生命保険相互会社) 入社</p> <p>1996年10月 朝日監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所</p> <p>2004年10月 弁護士登録 弁護士法人三宅法律事務所入所</p> <p>2004年11月 公認会計士登録</p> <p>2012年4月 アクシア法律会計事務所開設 所長(現任)</p> <p>2017年3月 当社監査等委員である仮社外取締役</p> <p>2017年7月 当社監査等委員である社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) アクシア法律会計事務所 所長</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>2017年3月より、当社の監査等委員である取締役の職務を一時行う者および監査等委員である取締役として、当社の監査業務に従事しており、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士および公認会計士としての実務を通じて培った専門知識と経験、ならびに社外の立場により、新たな視点で当社の企業統治体制を監視、監査できるものと考え、監査等委員である社外取締役の候補者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 豊田 孝二氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、豊田 孝二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<p>なる すえ な ほ 成末 奈穂 (1974年10月28日生)</p> <p>再任</p> <p>監査等委員である 社外取締役在任期間4年</p>	<p>2001年10月 弁護士登録 (大阪弁護士会)</p> <p>2003年 2月 オルビス法律事務所に移籍</p> <p>2007年 3月 弁護士法人化に伴い、 弁護士法人オルビスに移籍</p> <p>2008年10月 大阪地方裁判所 民事調停官 (非常勤裁判官)</p> <p>2021年 7月 当社監査等委員である社外取締役</p> <p>2023年 7月 弁護士法人オルビス 代表社員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人オルビス 代表社員</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>弁護士として多数の会社の企業法務の経験、大阪地方裁判所の建設関係紛争の集中部における非常勤裁判官の経験もあり、当該知見を活かし、特に建設関連については専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言することを期待したためであります。</p> <p>また、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社の経営方針・経営戦略について、弁護士としての高い見識と専門的知識、ダイバーシティ等幅広い視点に基づき、指摘・助言等をすることが期待されます。上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 成末 奈穂氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、成末 奈穂氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。
5. 成末 奈穂氏の戸籍上の氏名は、猿木 奈穂 (さるき なほ) であります。

【ご参考】 選任後の取締役会およびスキルマトリックス

第2号及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役会の構成および取締役に期待する主な専門性と経験は以下のとおりです。

氏名	当社における 地位	年齢	独立役員	中期経営計画での 重点分野										
				企業経営	安全衛生	営業・マーケティング	財務・会計	法務・コンプライアンス	業界知見	人材育成	ダイバーシティ	デジタル・IT	国際性	社会環境
藤田 武敏	代表取締役社長	56歳		○	○	○		○	○	○	○	○		
相良 正弘	取締役	53歳			○	○			○	○				
角谷 岳志	取締役	43歳				○					○		○	○
和田 誠一	取締役 (常勤監査等委員)	63歳			○				○	○				
豊田 孝二	社外取締役 (監査等委員)	57歳	○				○	○						
成末 奈穂	社外取締役 (監査等委員)	50歳	○					○			○			

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
おきもと かおる 沖本 薫 (1970年5月22日生)	1994年2月 当社入社 2001年6月 当社山口サービスセンター サポート課主任 2015年1月 当社山口サービスセンターSC長代理 2017年6月 当社山口サービスセンターSC長 2019年6月 当社山口・山口東サービスセンター SC長 2020年6月 当社中国エリア副エリア長 2022年4月 当社中国地域統括部リーダー (現任)	一株
<p>(補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>当社に入社後、サービスセンター内の業務に携わり、その後、SC長、副エリア長の役職を務め、中国地域の運営管理、業務改善に取り組んでおりました。現在は、中国地域の統括部においてリーダー職を務め、サービスセンターの管理、業務改善のみならず、内部監査室の主査として、施工サービス事業部全体の課題解決に向け貢献しております。施工サービス事業の業務内容に精通しており、今後の事業所改善に尽力できると考え、補欠の監査等委員である取締役の候補者として、選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 沖本 薫氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額といたします。
3. 当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額は、2015年7月9日開催の第41期定時株主総会において、年額120,000千円以内とご承認いただき、今日に至っております。

この度、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しており、グローバル市場への展開、IT事業への積極的な進出、そして成長著しい人材ソリューション事業への参入など、事業領域は急速に拡大しております。

このような事業環境の変化に対応し、より高度化する取締役の職務執行を支えるため、経営体制の一層の強化が不可欠であります。具体的には、戦略的な意思決定の迅速化、多様な専門性を持つ人材の登用、そして各事業を牽引するリーダーシップの発揮が求められます。

このような状況を踏まえ、今後の事業成長を力強く推進していくために、機動的かつ柔軟な役員体制と、それに相応しい報酬制度を構築する必要があるとの結論に至りました。

つきましては、取締役の報酬等の額を年額120,000千円以内から、年額200,000千円以内へと改定させていただきたく、ここに謹んでご提案申し上げます。

なお、現在の取締役は4名でございますが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名となります。本議案による報酬限度額の改定は、今後の事業規模拡大、経営戦略の多様化、及びそれらに対応する役員の職責と貢献度を総合的に勘定したものであり、取締役会において慎重に審議を重ね、その相当性を確認しております。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額につきましては、2015年7月9日開催の第41期定時株主総会において、年額15,000千円以内とする旨のご承認をいただいております。監査等委員である取締役の役割拡充に対応するため報酬枠の見直しを行いたく、監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額28,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。現在の監査等委員である取締役は3名であります。第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、監査等委員である取締役の員数に変更はありません。

以 上

事業報告

(2024年4月21日から
2025年4月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善、設備投資の持ち直し、インバウンド需要の急速な高まりなどを背景として緩やかな回復基調となりました。しかしながら、継続する各種物価・金利の上昇に加え、長期化する地政学リスクや米国の相互関税政策に端を発する貿易摩擦拡大への懸念等、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社に関連の深い住宅業界について、建設費の高騰や人手不足を背景に住宅需要の低迷が継続し、新設住宅着工戸数は全体では昨年並みとなりました。

こうした状況において、当社では当事業年度を初年度とする第4次中期経営計画を立ち上げ、「コア事業領域の深化」、「新たな収益事業の創造」、「経営基盤の強靱化」を3つの重点戦略として設定し、建設業界におけるイノベーション創出と、継続的な事業拡大と持続可能な社会の実現に向けた取組みを進めてまいりました。

当期間においては、市況の変化を踏まえた営業体制の強化と、収益性・効率性向上のため、部門の分化と統合を実施しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は10,837百万円(前年同期比4.1%増)、営業利益370百万円(前年同期比558.7%増)、経常利益346百万円(前年同期比832.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益335百万円(前年同期比453.2%増)となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

施工サービス事業につきましては、主要な取引先である大手ハウスメーカーにおいては単価設定見直し等の取組みが見られ、住宅の受注は底堅く推移しました。

このような状況の中、当事業においては、受注数量が前年同期比で減少しましたが、適正価格での受注推進や安全性向上のための法改正による足場仕様の厳格化への対応、重点顧客への品質強化施策などにより、売上は前期並みとなりました。利益面においては価格転嫁のほか、特定技能制度の積極的な活用や現場管理の厳格化による採算性の向上が後押しとなり、増加基調となりました。

以上の結果、売上高は7,232百万円(前年同期比1.0%増)、売上総利益は2,133百万円(同12.3%増)となりました。

製商品販売事業につきましては、資材価格の高止まりとそれに伴うレンタル需要の高まりなどにより市場全体の購買意欲が低下する中、法改正への対応等による各施工会社の部材不足により、一時的に需要持ち直しの動きが見られました。

このような状況の中、当事業においては、商品別では「ビケ部材」の売上が伸長し、全体でも前期を上回りました。利益面においては、人件費を含むコスト上昇の影響を受け微減となりました。

以上の結果、売上高は1,181百万円(前年同期比9.7%増)、売上総利益は301百万円(同1.4%減)となりました。

海外事業につきましては、在外子会社のあるシンガポールでは、建設業を中心に生産拡大の動きがみられ、景気は堅調に推移しました。事業を取り巻く環境としては、主要な需要先である石油化学産業において、環境規制の強化により投資抑制の動きが強まりました。

このような状況の中、当事業では最低賃金見直しを受けた給与引き上げや物価高騰などにより費用増となりましたが、値上げ交渉の継続や新たな需要分野の開拓といった諸施策の積極的な推進に為替の影響も加わって、増収増益となりました。

以上の結果、売上高は2,363百万円(前年同期比12.6%増)、売上総利益は724百万円(同28.9%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額（有形、無形固定資産（のれんを除く））は、235百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第48期 (2022年4月期)	第49期 (2023年4月期)	第50期 (2024年4月期)	第51期 (当連結会計年度) (2025年4月期)
売 上 高(百万円)	9,700	10,512	10,407	10,837
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	79	△1	37	346
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (百万円)	50	△1,016	60	335
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	7.82	△158.55	9.45	52.28
総 資 産(百万円)	10,216	10,097	10,372	10,192
純 資 産(百万円)	6,566	5,379	5,354	5,566

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除)に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第48期 (2022年4月期)	第49期 (2023年4月期)	第50期 (2024年4月期)	第51期 (当事業年度) (2025年4月期)
売 上 高(百万円)	8,537	8,759	8,308	8,473
経 常 利 益(百万円)	198	173	9	233
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△) (百万円)	168	△1,442	△6	192
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	26.21	△225.00	△1.08	30.00
総 資 産(百万円)	9,878	8,949	9,212	8,879
純 資 産(百万円)	6,956	5,379	5,237	5,288

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	当社の議決権比率	主要な事業内容
Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	100.0%	足場工事、熱絶縁工事、 塗装、電気設備工事

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境として、日本では若年層の減少と高齢化が進み、単独世帯も増加する中、住宅業界では新築戸建ての需要が減少し、リフォーム需要が中長期的に微増すると予測されます。建設業界全体で高齢化と人手不足が進み、足場施工業界においても同様の課題を抱えております。さらに、原材料や人件費の上昇、運送費などの仕入コストが高騰し、価格転嫁が進むインフレ傾向も見られます。

2024年4月の労働安全衛生規則改正により足場仕様が厳格化され、現場ごとの部材や作業時間が増加し、労務費が上昇しており、住宅業界では足場施工業者の淘汰が進むと想定されます。

国際的にも一部の国では労働者不足が問題となっており、在外子会社のあるシンガポールについては、シンガポール人の雇用を守る目的で外国人労働者の採用枠が規制されております。直近では2024年1月に改正されており、日本同様に人手不足が進むと想定されます。

これらの経営環境を踏まえ、当社グループでは以下の課題を掲げ、継続的な事業拡大と持続可能な社会の実現に向けた取組みを進めてまいります。

施工サービス事業において、人口減少及び熟練技術者の引退による労働者不足や施工能力の確保が喫緊の課題となります。施工スタッフの雇用維持と採用強化のため、給与を含むさらなる待遇向上に努め、施工技術、安全衛生、業務効率化などの品質強化に関わる教育への投資を増やすほか、将来の体力的な不安を解消するためにも、足場施工以外の職務が提供できる体制づくりに取り組んでおります。また、当社への就業を希望する特定技能外国人と外国人技能実習生を増加させることが、施工力強化に繋がるものと考えております。特定技能外国人をチーフ（職長）に教育し、施工チーム数の増加へ向けた取組みも推進しております。

製商品販売事業において、顧客である足場施工事業者では、昨今の鋼材価格高騰に伴う部材購入時の資金負担増加やコスト削減の観点より、購入からレンタルへシフトする傾向が強まっています。当社においても、足場部材のレンタルサービスを推進するために、貸出用資材の生産と社内への投入を進めるほか、これまでに仮設資材の取引を通じて協力関係を築いてきた外部の足場施工会社への販売量を増やすために関係力を強化し、生産性向上に繋がる商品や仕組みを提供することで、外部の足場施工会社の施工力を増強できる取組みを推進しております。

また、足場部材のみレンタルするサービスを通じ、当社製品をご利用いただいたお客様へ、レンタルでの部材調達から購入にシフトいただくことを提案し、足場部材の販売量増加に繋がる取組みも推進しております。

海外事業において、在外子会社のあるシンガポールでは、日本国内同様に、海外からの労働力確保が進むものと考えております。前述のとおり、外国人労働者に対する採用枠の規制に対処すべく、シンガポール人と外国人労働者をバランスよく採用することで、施工力の強化を推進しております。また、受注基盤拡大においては、プラント工事以外の分野への販路拡大にも取り組んでおります。

(5) **主要な事業内容** (2025年4月20日現在)

当社グループは、施工サービス事業、製商品販売事業、海外事業およびその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 施工サービス事業

クサビ式足場「ビケ足場®」次世代足場「レボルト®」等の施工サービス・部材のレンタル

② 製商品販売事業

建築金物・仮設機材の製造・販売（ビケ部材のほか、中高層建築や橋梁などで使用される一般仮設材）

③ 海外事業

シンガポールにて主にプラントのメンテナンス向けに、足場工事を中心とした熱絶縁工事や電気工事などの付帯工事

④ その他の事業

業務受託および保険代理店ほか

(6) 主要な営業所および工場 (2025年4月20日現在)

① 当社

(名 称)	(所在地)	(名 称)	(所在地)
本 社	大 阪 市 中 央 区	広島サービスセンター	広 島 市 安 佐 南 区
堺 工 場	堺 市 中 区	広島東サービスセンター	広 島 県 東 広 島 市
商 品 セ ン タ ー	堺 市 中 区	福山サービスセンター	広 島 県 福 山 市
東 京 支 店	東 京 都 港 区	山口東サービスセンター	山 口 県 岩 国 市
九 州 支 店	福 岡 県 古 賀 市	岡山サービスセンター	岡 山 県 倉 敷 市
埼玉サービスセンター	埼 玉 県 狭 山 市	福岡サービスセンター	福 岡 県 古 賀 市
神奈川サービスセンター	相 模 原 市 南 区	福岡西サービスセンター	福 岡 県 糸 島 市
川崎サービスセンター	川 崎 市 川 崎 区	福岡東サービスセンター	福 岡 県 行 橋 市
横浜サービスセンター	横 浜 市 金 沢 区	北九州サービスセンター	北 九 州 市 八 幡 西 区
埼玉東サービスセンター	埼 玉 県 草 加 市	山口サービスセンター	山 口 県 下 関 市
千葉サービスセンター	千 葉 県 印 西 市	熊本サービスセンター	熊 本 市 東 区
埼玉北サービスセンター	埼 玉 県 久 喜 市	熊本北サービスセンター	熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町
滋賀サービスセンター	滋 賀 県 草 津 市	福岡南サービスセンター	福 岡 県 久 留 米 市
京都サービスセンター	京 都 府 亀 岡 市	大分サービスセンター	大 分 県 大 分 市
名古屋サービスセンター	名 古 屋 市 南 区	大阪整備工場	堺 市 中 区
三重サービスセンター	三 重 県 亀 山 市	神戸北整備工場	神 戸 市 北 区
大阪サービスセンター	堺 市 中 区	福岡南整備工場	福 岡 県 久 留 米 市
大阪北サービスセンター	大 阪 府 交 野 市	福岡東整備工場	福 岡 県 行 橋 市
兵庫サービスセンター	兵 庫 県 加 古 川 市	埼玉整備工場	埼 玉 県 狭 山 市
神戸北サービスセンター	神 戸 市 北 区	三重整備工場	三 重 県 亀 山 市

② 子会社

Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	シンガポール
---------------------------------------	--------

(7) 従業員の状況 (2025年4月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
施工サービス事業	321名 (255名)	40名減 (46名増)
製商品販売事業	31名 (10名)	5名減 (2名増)
海外事業	93名 (334名)	9名減 (8名減)
その他	1名 (1名)	2名減 (1名)
全社(共通)	44名 (9名)	9名増 (1名)
合計	490名 (608名)	47名減 (40名増)

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員・常用パート・外国人技能実習生を含む。)は()外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
397名(274名)	38名減(48名増)	37.6歳	10.3年

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員・常用パート・外国人技能実習生を含む。)は()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (2025年4月20日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,212,280千円
株式会社三菱UFJ銀行	922,197千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年4月20日現在)

- (1) 発行可能株式総数 26,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,618,000株 (自己株式 1,205,162株を含む)
- (3) 株主数 3,823名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社和顔	1,411,000株	22.00%
ダイサン取引先持株会	568,300	8.86
ダイサン従業員持株会	302,936	4.72
三浦民子	228,000	3.56
三浦基和	228,000	3.56
大原春子	205,700	3.21
大阪中小企業投資育成株式会社	200,000	3.12
金沢昭枝	191,200	2.98
三浦宣子	128,000	2.00
株式会社麻生	114,200	1.78

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が1,205,162株あります。
2. 持株比率は自己株式 (1,205,162株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年4月20日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	三 浦 基 和	
代 表 取 締 役 社 長	藤 田 武 敏	
取 締 役	相 良 正 弘	
取 締 役	角 谷 岳 志	グローバル本部 本部長 Mirador Building Contractor Pte. Ltd. Managing Director Golden Light House Engineering Pte. Ltd. Managing Director Daisan Asia Pacific Pte. Ltd. Managing Director
取締役 (常勤監査等委員)	和 田 誠 一	
社外取締役 (監査等委員)	豊 田 孝 二	アクシア法律会計事務所 所長
社外取締役 (監査等委員)	成 末 奈 穂	弁護士法人オルビス 代表社員

- (注) 1. 社外取締役 (監査等委員) 豊田 孝二氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
社外取締役 (監査等委員) 豊田 孝二氏は、公認会計士の資格を有しております。
2. 当社は社外取締役 (監査等委員) 豊田 孝二氏および社外取締役 (監査等委員) 成末 奈穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、社外取締役2名・取締役1名で構成される監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しておりますが、遠隔での監査が実施しやすいように、グループウェアのIDを割当て、常に社内資料の確認ができるなどの環境整備を行っております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、和田 誠一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 取締役の報酬等

当社は、2021年2月2日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬などの内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 固定報酬（基本報酬・役職報酬）に関する方針

固定報酬については、等級と役職により、その支給額を定めており、等級については定時株主総会後の取締役会の決議により洗い替えることとしております。なお、報酬の支給方法は、役員報酬規程に定め支給しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬については、決算調整前の営業損益によって決定される従業員賞与の支給月数を指標とし、毎年5月度に開催される取締役会で協議の上、その支給額を決議し、7月に支給することとしております。なお、取締役会での協議においては、支給時期の経営環境、財政状態を考慮し、一律に支給するものとせず、減額もしくは支給しないことを検討することとしております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 固定報酬（基本報酬・役職報酬）に関する方針

各監査等委員である取締役に対する支給金額は、定時株主総会後に開催される監査等委員会において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。なお、報酬の支給方法は、役員報酬規程に定め支給しております。

また、役員報酬規程に定めるとおり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものと決議されております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）と執行役員に対する有効な監査・監督機能の発揮を期待される立場から、固定報酬のみとしております。

当事業年度にかかる報酬等の総額

区 分	報酬等の額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	99,220千円 （一千円）	89,220千円 （一千円）	10,000千円 （一千円）	4名 （一名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14,724千円 （7,200千円）	14,724千円 （7,200千円）	－千円 （一千円）	3名 （2名）
合計 （うち社外役員）	113,944千円 （7,200千円）	103,944千円 （7,200千円）	10,000千円 （一千円）	7名 （2名）

- (注) 1. 2015年7月9日開催の第41期定時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）分が年額120,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役分が年額15,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。
2. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標は、支給月数1.3カ月を目安に営業利益の改善率から算定しております。当連結会計年度における実績は、営業利益は370,802千円、前連結会計年度における営業利益は56,288千円であります。また、当事業年度における営業利益は244,464千円、前事業年度における営業利益は13,864千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役（監査等委員）豊田 孝二氏は、アクシア法律会計事務所の所長であります。当社はアクシア法律会計事務所との間には特別な関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）成末 奈穂氏は、弁護士法人オルビスの代表社員であります。当社は弁護士法人オルビスとの間には特別な関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度における監査等委員会の主な活動状況として、監査等委員会を月1回開催し、内部統制システムの整備・運用状況、コンプライアンス遵守等を中心に協議を行い、内部監査員同行による事業所への往査と従業員への質問、業務の観察、社内規程の閲覧等を進め、特に業務の有効性および効率性、法令の遵守状況について監査を行い、適宜取締役会において経営に関わる各種の提言をいたしました。具体的な内容としては、従業員への質問を通じた労働法・社内規程の遵守状況、ハラスメントの発生状況、資産の管理状況、外国人技能実習生・特定技能外国人の管理体制確認、中期経営計画の進捗などの確認を委員自ら調査するほか、監査等委員会に関連当事者を招致しての質問、合議体の議事録閲覧、代表取締役との意見交換会、組織サーベイに係る社内アンケート、従業員に対する個別ヒアリング、事業部・関係会社への往査等より得られた情報をもとに、職業的専門家として、課題抽出、経営陣への提言等を行いました。そのほか、会計監査人に対し、監査計画に則って適切に監査時間が確保できているかを半期毎に計画との差異を報告させるなど、連携強化に取り組みました。

		出席状況および社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	豊田 孝二	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会においては、弁護士・公認会計士として、過去の計算書類や重要な規程の閲覧、他の取締役や事業部責任者への質問、内部統制システムの確認を中心に行い、職業的専門家としての見地より企業統治の状況確認を行い、社外の立場から必要な提言を行いました。</p> <p>また、監査等委員会においては、当社のグループウェアから得られる合議体の議事録、代表取締役との意見交換会、組織サーベイに係る社内アンケート、従業員に対する個別ヒアリング、事業部・関係会社への往査等から得られた情報に基づき、全社課題抽出及び委員会での協議のほか、内部統制・重要な社内規程の運用状況を監査し、内部統制の整備や規程変更の必要性を進言するなど、社内のリスク評価に努め、業務改善のための提言を行いました。</p>
社外取締役 (監査等委員)	成末 奈穂	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>当社初の女性取締役として、ダイバーシティに関わる課題や、内部通報窓口寄せられた法的問題について、社外の立場から経営陣に助言する等、職場環境改善に向け取り組みました。</p> <p>取締役会においては、弁護士として多数の企業法務経験と大阪地方裁判所の建設関係紛争の集中部における非常勤裁判官の経験を活かし、他の取締役や事業部責任者への質問等を行ったうえで、社外の立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言を行いました。</p> <p>また、監査等委員会においては、当社のグループウェアから得られる合議体の議事録、代表取締役との意見交換会、組織サーベイに係る社内アンケート、従業員に対する個別ヒアリング、事業部・関係会社への往査等から得られた情報に基づき、全社課題抽出及び委員会での協議を行うとともに、働きやすい職場環境づくりのための提言を行いました。</p>

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（常勤監査等委員）和田 誠一氏、社外取締役（監査等委員）豊田 孝二氏、社外取締役（監査等委員）成末 奈穂氏との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、執行役員および管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たことや、犯罪行為、不正行為、詐欺行為等の場合には填補の対象としないこととしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,000千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の額を同意するにあたり、取締役、情報取扱責任者、財務経理部責任者および職務を補助すべき使用人として指名した内部監査室員および内部統制委員会委員より提供された情報と、会計監査人より提供された過年度の監査結果の監査工数、監査手続等の職務遂行状況の報告、並びに品質管理システムの整備・運用状況の概要報告を踏まえ、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適正であると判断し、同意をいたしました。
3. 当社の海外子会社Mirador Building Contractor Pte. Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

1. 処分対象

太陽有限責任監査法人

2. 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

3. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

連結貸借対照表

(2025年4月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[6,456,775]	【流動負債】	[4,038,169]
現金及び預金	2,219,739	支払手形及び買掛金	471,669
受取手形、売掛金及び契約資産	1,875,193	電子記録債務	146,021
電子記録債権	176,109	短期借入金	1,726,120
商品及び製品	602,705	1年内返済予定の長期借入金	209,434
仕掛品	157,646	リース債務	109,412
原材料及び貯蔵品	153,189	未払法人税等	87,635
賃貸用仮設材	1,256,388	賞与引当金	171,460
その他の流動資産	54,232	その他の流動負債	1,116,415
貸倒引当金	△38,429	【固定負債】	[587,760]
【固定資産】	[3,735,577]	長期借入金	382,821
(有形固定資産)	(2,813,467)	リース債務	41,361
建物及び構築物	919,439	繰延税金負債	5,190
機械装置及び運搬具	70,739	資産除去債務	143,557
土地	1,656,757	その他の固定負債	14,829
その他の有形固定資産	166,530	負債合計	4,625,929
(無形固定資産)	(100,638)	純資産の部	
その他の無形固定資産	100,638	【株主資本】	[5,379,533]
(投資その他の資産)	(821,471)	(資本金)	(100,000)
投資有価証券	3,203	(資本剰余金)	(930,603)
関係会社株式	214,623	(利益剰余金)	(5,267,942)
繰延税金資産	149,847	(自己株式)	(△919,012)
その他の投資	457,137	【その他の包括利益累計額】	[186,890]
貸倒引当金	△3,339	(その他有価証券評価差額金)	(△16)
		(為替換算調整勘定)	(186,906)
資産合計	10,192,353	純資産合計	5,566,424
		負債・純資産合計	10,192,353

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月21日から
2025年 4 月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,837,533
売 上 原 価		7,627,517
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,210,015
営 業 利 益		2,839,213
営 業 外 収 益		370,802
受 取 利 息	1,668	
受 取 配 当 金	265	
受 取 保 険 金	4,855	
助 成 金 収 入	23,933	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	10,576	41,299
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49,092	
為 替 差 損	1,612	
減 価 償 却 費	1,253	
控 除 対 象 外 消 費 税 等	9,447	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	4,595	66,001
経 常 利 益		346,100
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	29,446	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	984	
子 会 社 清 算 益	10,810	41,241
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,812	6,812
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		380,529
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	87,001	
法 人 税 等 調 整 額	△41,715	45,285
当 期 純 利 益		335,244
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		335,244

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2024年 4 月21日から
2025年 4 月20日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	100,000	930,603	5,073,780	△919,012	5,185,371
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)			△141,082		△141,082
親会社株主に帰属する 当期純利益			335,244		335,244
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	194,161	-	194,161
当連結会計年度末残高	100,000	930,603	5,267,942	△919,012	5,379,533

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	141	168,876	169,017	5,354,389
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当(注1)				△141,082
親会社株主に帰属する 当期純利益				335,244
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	△157	18,030	17,873	17,873
連結会計年度中の変動額合計	△157	18,030	17,873	212,034
当連結会計年度末残高	△16	186,906	186,890	5,566,424

- (注) 1. 2024年5月の取締役会における剰余金処分項目70,541千円および2024年12月に実施しました中間配当70,541千円であります。
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年4月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[5,313,776]	【流動負債】	[3,059,768]
現金及び預金	1,717,971	支払手形	2,746
受取手形	8,433	電子記録債務	146,021
電子記録債権	176,109	買掛金	387,395
売却掛資産	1,032,957	短期借入金	1,100,000
商約	209,340	1年内返済長期借入金	209,434
製品	20,351	未払金	221,818
製品	582,353	未払法人税等	87,635
仕掛品	157,646	未払消費税等	171,362
原材料	152,420	未払費用	301,648
貯蔵品	768	賞与引当金	171,460
貸用仮設材	1,236,237	その他の流動負債	260,245
短期貸付金	1,255	【固定負債】	[531,182]
未収入金	8,059	長期借入金	382,821
その他の流動資産	12,497	資産除去債務	135,128
貸倒引当金	△2,627	その他の固定負債	13,232
【固定資産】	[3,566,075]	負債合計	3,590,950
(有形固定資産)	(2,287,870)	純資産の部	
建物	389,864	【株主資本】	[5,288,916]
構築物	166,233	(資本金)	(100,000)
機械及び装置	53,348	(資本剰余金)	(1,116,620)
車両及び運搬具	0	資本準備金	649,860
工具器具及び備品	15,880	その他資本剰余金	466,760
土地	1,656,757	(利益剰余金)	(4,991,309)
その他の有形固定資産	5,785	利益準備金	49,795
(無形固定資産)	(100,638)	その他利益剰余金	4,941,514
ソフトウェア	55,003	別途積立金	3,328,000
その他の無形固定資産	45,634	繰越利益剰余金	1,613,514
(投資その他の資産)	(1,177,566)	(自己株式)	(△919,012)
投資有価証券	3,203	【評価・換算差額等】	[△16]
関係会社株式	629,139	(その他有価証券評価差額金)	(△16)
更生債権等	189	純資産合計	5,288,900
保険積立金	82,568	負債・純資産合計	8,879,851
差入保証金	180,574		
その他の投資	285,230		
貸倒引当金	△3,339		
資産合計	8,879,851		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年 4 月21日から
2025年 4 月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
施工売上高	7,232,512	
製商品売上高	1,181,277	
その他売上収入	60,111	8,473,901
売 上 原 価		
施工売上原価	5,098,623	
製商品売上原価	879,562	
その他売上原価	9,797	5,987,983
売上総利益		2,485,918
販売費及び一般管理費		2,241,453
営業利益		244,464
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,933	
受取手数料	361	
受取保険金等	3,685	
その他の営業外収益	10,902	16,883
営業外費用		
支払利息	11,430	
減価償却費	1,253	
控除対象外消費税等	9,447	
その他の営業外費用	6,205	28,337
経常利益		233,011
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	984	
子会社清算益	10,810	11,795
特別損失		
固定資産除売却損	6,812	6,812
税引前当期純利益		237,994
法人税、住民税及び事業税	87,001	
法人税等調整額	△41,393	45,607
当期純利益		192,386

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2024年 4 月21日から
2025年 4 月20日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本									株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	100,000	649,860	466,760	1,116,620	49,795	3,328,000	1,562,210	4,940,005	△919,012	5,237,612
事業年度中の変動額										
剰余金の配当(注1)							△141,082	△141,082		△141,082
当 期 純 利 益							192,386	192,386		192,386
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	51,304	51,304	-	51,304
当 期 末 残 高	100,000	649,860	466,760	1,116,620	49,795	3,328,000	1,613,514	4,991,309	△919,012	5,288,916

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	141	141	5,237,753
事業年度中の変動額			
剰余金の配当(注1)			△141,082
当 期 純 利 益			192,386
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△157	△157	△157
事業年度中の変動額合計	△157	△157	51,146
当 期 末 残 高	△16	△16	5,288,900

- (注) 1. 2024年5月の取締役会における剰余金処分項目70,541千円および2024年12月に実施しました中間配当70,541千円であります。
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

株式会社ダイサン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒 井 巖
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイサンの2024年4月21日から2025年4月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイサン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められているが、監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

株式会社ダイサン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有久 衛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイサンの2024年4月21日から2025年4月20日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月21日から2025年4月20日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月2日

株式会社ダイサン 監査等委員会

常勤監査等委員	和田誠	一	㊟
監査等委員(社外)	豊田孝	二	㊟
監査等委員(社外)	成末奈穂		㊟

(注) 監査等委員 豊田 孝二及び成末奈穂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内

会 場 大阪市中央区南船場4丁目2番4号
ハートンホール日本生命御堂筋ビル 12階「マーガレット」
電話 06-6258-1141 (代表)

交 通 大阪メトロ（地下鉄） 御堂筋線 心齋橋駅3番出口徒歩2分

（ 駐車場の用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。 ）



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。